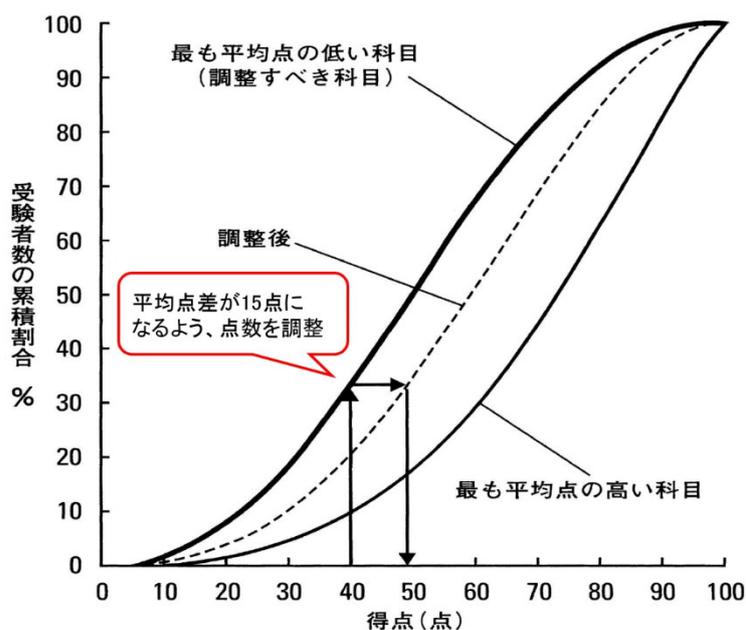


大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言 (得点調整検討部会審議のまとめ)

- 「平均点差」を基準とした従来の得点調整方法はおおむね定着していると言える。一方、実際に試験問題に難易差が生じて、「平均点」を基準とした調整だけでは、十分な調整を行うことが難しい場合が生じる。
- こうした状況を踏まえ、現在の得点調整の実施条件および調整方法の趣旨を生かしつつ、以下のように一部改めることを提言する。
(提言の具体的な理由、説明等については「別紙」参照)

<現状>

- ・ 対象科目間で、原則として、20点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。
- ・ 分位点差縮小法に基づき、平均点差が15点となるよう、点数を調整する。
- ・ 平均点が最大及び最小以外の科目についても、素点の平均点差が同一の比率で縮小されるよう調整する。



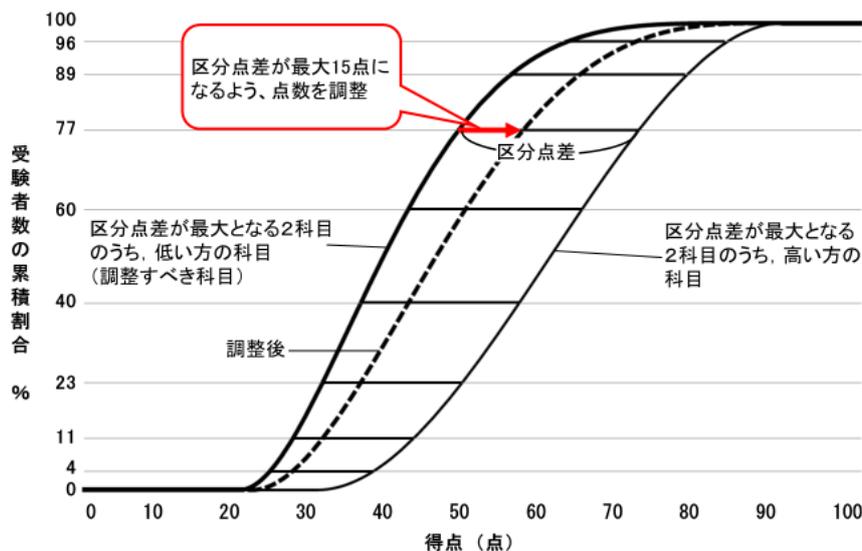


<一部改正後>

- 対象科目間で、次のいずれかが生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、得点調整を行う。
 - 20点以上の平均点差が生じた場合
 - 15点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区点差*が20点以上生じた場合

* 各科目の成績の段階表示(スタイン)の各段階の境目となる、上から4%、11%、23%、40%、60%、77%、89%、96%の分位点(得点)の科目間の差

- 分位点差縮小法に基づき、区点差が最大となる2科目の間の区点差が最大15点となるよう、点数を調整する。ただし、その調整は元の点数を下げない範囲で、また、平均点の順序を保つ範囲で行うこととし、その結果、区点差が15点以上に止まる場合も許容する。
- 区点差が最大となる2科目以外の科目についても、区点差が同一の比率で縮小されるよう調整する。ただし、その際にも、上記の点数を下げない、平均点の順序を保つという条件を課す。
- 調整のアルゴリズムの詳細については、引き続き検討する。



<その他>

- ・ 受験者数が1万人に満たない場合には得点調整の対象科目としないという、いわゆる「1万人ルール」については、令和7年度以降も、当面これを維持しつつ、今後の受験者動向等を分析しながら引き続き検討する。
- ・ 共通問題を含む科目同士の得点調整については、各科目の問題作成の方向性の検討状況を見つつ、引き続き検討する。

(別紙)得点調整の実施条件・方法に関する得点調整検討部会の考え方

※本資料は、「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」（得点調整検討部会審議のまとめ）の考え方及び背景を説明するものである。今後、統計やテスト理論だけでなく、幅広い角度からの議論を受けて、更に検討を加えることがある。

1. これまでのセンター試験及び共通テストにおける得点調整の実施状況及び調整方法について

- これまでの大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）における得点調整の基本的な枠組は、平成9年に得点調整検討委員会がまとめた考え方に沿っている。
- 得点調整検討委員会では、得点調整において
 - ・できる限り多くの受験者の公平感が保たれるものであること
 - ・受験者にとって分かりやすいものであること
 - ・調整作業が短期間に処理可能なものであることを特に考慮した考え方となっており、この基本的な考え方自体は、引き続き重視すべきである。
- これまでの大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）及び共通テストにおいては、同一教科の科目間の試験問題の平均点差による不公平感や混乱等を緩和するため、対象科目間で20点以上の平均点差が生じ、それが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合に、得点調整を行ってきた。
- 直近では、令和3年度共通テストにおいて、初めて2教科で得点調整を実施したが、大きな混乱や戸惑いの声はなく、従来の方法がある程度定着していると考えられる。こうしたことを踏まえ、これまでの得点調整の基本的な考え方は維持すべきと考えられる。
- その上で、本検討部会では、特に令和7年度以降、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「平成30年告示学習指導要領」という。）に対応して出題教科・科目の構成や内容等が変わることを期に、より実態に即した得点調整の実施条件・方法について検討した。

2. 従来の実施条件・方法では十分ではないと懸念される理由

- 科目間の平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の得点調整の実施条件・方法は、社会的におおむね受け入れられている。平均点を比較することは、同様の形の得点分布を比較する際には、簡便で有効な方法である。
- 一方、個々の受験者にとっては、各大学の選抜における合否判定上、平均点差だけでなく、受験者集団の中で同じような位置にいる者との間で、科目による大きな得点差がないことも重要である。
- 共通テストでは、素点に加え、各科目の受験者集団における相対的な位置を9段階で示す「段階表示（スタナイン）」を公表している。基本的には、平均点差が一定の範囲に収まれば、段階表示の同段階間での得点差も一定の範囲に収まるが、科目間の得点分布の形によっては、平均点差を一定の範囲に収めるように調整しても、段階表示の同段階間で大きな得点差が残ることがある。
- 特に、令和7年度共通テストにおいては、平成30年告示学習指導要領に対応した新たな科目が出題され、旧教育課程履修者（既卒者）のうち希望する者のみが受験する経過措置科目も設定される。こうした科目構成や内容等の変化により、科目間での得点分布の形が大きく変わり、結果として、段階表示の同段階間で大きな得点差が生じ、不公平感や混乱を招く可能性がある。
- こうしたことを踏まえると、実際の合否判定における影響を考慮した調整を実施するという観点からは、平均点差を一定範囲内に収まるようにするという従来の調整方法を生かしつつ、段階表示の同段階間での得点差についても一定の範囲に収まるような実施条件・方法とすることが望ましい。
- 具体的には、従来の「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15点以上の平均点差が生じ、かつ段階表示の区分点差*が20点以上生じた場合」も、得点調整を実施することが適当と考える。

*各科目の成績の段階表示（スタナイン）の各段階の境目となる、上から4%、11%、23%、40%、60%、77%、89%、96%の分位点（得点）の科目間の差
- 併せて、得点調整の実施方法についても、従来の「平均点差が15点になるよう、点数を調整する」だけでなく、「区分点差が最大15点となるよう、点数を調整する」ことが望ましいと考える。
- なお、具体的な調整のアルゴリズムについては、様々な場合をシミュレーションしつつ細部を検討する必要がある。

3. その他の論点

(1) 受験者数が1万人未満の科目を対象外とすることについて

- 平成 27 年度センター試験以降，受験者数が 1 万人を下回った科目については，調整の対象外とすることとしてきた。
- 平均点差が試験問題の難易差によるものかどうか判断するためには，一定以上の受験者数が必要である。また，今般，平均点差だけでなく段階表示の区分点差を得点調整の実施条件に加えるとするならば，基準とする受験者数を減じることには慎重であるべきと考える。このため，「1 万人」という基準については，当面，これを維持することが適当と考えられる。
- ただし，受験者数によって得点調整の対象外となる科目の受験者の心情や，今後，18 歳人口の減少による共通テスト受験者数の減少を考えると，当該条件の妥当性については，今後も検討する必要がある。

(2) 共通の問題を含む科目間の調整について

- 令和 7 年度共通テストにおいては，得点調整の対象となっている科目間で，共通の問題を含み得る科目がある。こうした科目間での得点調整の扱いについては，大学入試センターから示された各教科・科目の出題の基本的な方向性を踏まえて，今後検討することが必要である。

4. 開かれた議論の必要性について

- 本検討部会では，得点調整の在り方について，大学入試センター研究開発部における研究成果等を踏まえながら，主にテストや統計の専門的見地から検討を行い，提案をまとめた。
- 本検討部会としては，大学入試センターに対して，実際に共通テストを利用する受験者の立場，入学者選抜を行う大学の立場，テスト理論や統計だけでなく様々な分野の有識者等などから，本提案について，幅広い意見を求めていくことを期待する。